

1. 山形県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画策定の趣旨

虐待を受けた子どもや何らかの事情により、実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下、「改正児童福祉法」という。）では、昭和22年の児童福祉法制定時から見直されていなかった理念規定が改正されました。

新たな理念規定においては、子どもが権利の主体であることが位置付けられ（第1条）、子どもの最善の利益が優先して考慮されること（第2条）、子どもの「家庭養育優先原則」（第3条の2）等が明記されました。

こうした改正児童福祉法の理念を具体化するため、平成29年8月には厚生労働省が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。「新しい社会的養育ビジョン」では、掲げられた改革の工程と数値目標に基づく取組みを通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められています。

また、平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月厚生労働省子ども家庭局長通知）が示され、平成23年7月に国により示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した都道府県計画を全面的に見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することとされました。

これを受けて、山形県では平成27年3月に策定した「山形県家庭養育推進計画」を全面的に見直し、本県の実情を踏まえた実効性のある里親等委託率を設定し、本県の全ての子どもの最善の利益の実現に向け、山形県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示した「山形県社会的養育推進計画」を策定しました。

(2) 計画の体系

1. 山形県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）
3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた山形県の取組み
4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
5. 里親等への委託の推進に向けた取組み
6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み
7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
8. 一時保護改革に向けた取組み
9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
10. 児童相談所の強化等に向けた取組み

(3) 「家庭養育優先原則」の徹底の3本柱と目指す姿

山形県では、改正児童福祉法の理念に則し、権利の主体である子どもを中心に位置付け、県民、保護者、県・市町村、関係機関が共に子どもを支えながら、心身共に健やかに育成していく社会を目指し、「家庭養育優先原則」の徹底を図る、以下の3本柱により社会的養育の体制整備を推進していきます。

①「家庭」において心身共に健やかに養育されるよう、在宅支援を推進
(体系3)

②「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、養子縁組、里親やファミリーホームへの委託を推進(体系5、6)

③「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、施設の小規模かつ地域分散化（グループホーム等）を推進
(体系7)

※児童相談所が3本柱をはじめとする施策推進の中心的役割を果たすとともに、関係機関と連携しながら社会的養護が必要な子どもの自立を強力に支援

子どもの自立支援の推進

《目指す姿》

『すべての子どもが社会全体に支えられ、将来の夢と希望を実現し、自立して暮らせる山形県』

(4) 計画の期間及び計画の見直し時期

- 計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。
- 令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、目標を設定します。
- 計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、中間年の令和6年度末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、計画の見直しを行います。

(参考資料)

【用語の解説】（「新しい社会的養育ビジョン」より抜粋）

○『社会的養育』

社会的養育の対象は全ての子どもであり、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までが対象となる。

社会的養育は、子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行われなければならない。

全ての子どもやその家族、特に虐待を受けたり貧困状態にある子どもやその家族に対して、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切れるようなライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立が求められている。

新たな社会的養育という考え方では、その全ての局面において、子ども・家族の参加と支援者との協働を原則とする。

○『社会的養護』

通常の養育支援や子どもへの直接的な支援は、保護者とサービス提供者の契約で行われているため、開始と終了が保護者の判断や意向に委ねられている。一方、保護者や子どもの意向を尊重しつつも、子どもの成長発達の保障のためには、確実に保護者の養育支援ないし子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断する場合がある。この場合、サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態を社会的養護と定義する。

また、保護者と子どもの分離が必要な事情があり、分離した後の代替養育を公的に保障しサービスを提供する場合は、措置・契約の形態如何にかかわらず、社会的養護に含める。児童相談所の行政処分（在宅指導措置を含む）はもとより、自立援助ホーム、契約入所の障害児施設、ショートステイ、母子生活支援施設も含まれる。

○『代替養育』

社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合の両者を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ。

○『里親等委託率』

代替養育を受けている子どものうち里親及びファミリーホームに委託されている子どもの割合。